

高知県立月見山こどもの森
指定管理者募集要項

平成29年8月

高知県林業振興・環境部環境共生課

— 目 次 —

1 募集の目的	3
2 業務の概要	3
(1) 対象施設の概要	
(2) 指定期間	
(3) 指定管理者が行う業務	
(4) 事業規模	
3 募集方法	5
(1) 応募資格	
(2) 応募の条件	
(3) 募集内容等に関する質疑	
(4) 申請書類	
(5) 申請書類の受付	
(6) 注意事項	
4 選定方法	7
(1) 審査及び選定方法	
(2) 無効又は失格	
(3) 審査委員会	
(4) 選定結果のお知らせ	
(5) 指定管理者の決定	
5 協定の締結	9
(1) 協定に定める事項	
(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	

6 県による指示等	9
(1) 報告、調査及び指示	
(2) 指定の取り消し及び業務の停止	
7 業務の準備・引継ぎ	10
(1) 業務の準備	
(2) 業務の引継ぎ	
8 その他	10
(1) 添付資料・様式	
(2) 問い合わせ及び各種書類の提出先	
(3) その他	

1 募集の目的

高知県立月見山こどもの森（以下「月見山こどもの森」という。）の管理運営業務を効率的かつ効果的に行うため、高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号。以下「条例」という。）第2条の規定により、指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

なお、指定管理業務については、この要項に定めるもののほか、別紙「高知県立月見山こどもの森管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

2 業務の概要

(1) 対象施設の概要

ア 名称

高知県立月見山こどもの森

イ 所在地

香南市香我美町岸本、香南市夜須町坪井

ウ 設置目的

自然の中での野外活動を通じ、児童、生徒等の健全な心身の育成を図る。

エ 施設概要

別紙仕様書のとおり

オ 月見山こどもの森利用者数（平成27・28年度実績）（単位：人）

	27年度	28年度
月見山こどもの森入園者数	22,360	22,683
こどもの森ハウス利用者数	665	860
キャンプ場利用者数	281	272

(2) 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。

ただし、業務を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(3) 指定管理者が行う業務

ア 条例第4条に規定する行為の許可等、第6条に規定する利用の許可等、第9条第1項に規定する行為又は利用の許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関すること。

イ 月見山こどもの森の施設・設備等の維持管理及び補修に関すること。

ウ 月見山こどもの森の設置目的を達成するための活用事業の企画及び運営に関すること。

エ その他、別紙仕様書に定めるとおり。

(4) 事業規模

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの月見山こどもの森の事業規模は、下記の参考金額（消費税及び地方消費税は8%で算定しています。）を予定しています。管理代行業務の収支予算書を作成する際は、5年間の合計金額が参考金額を超えないように提案してください。

（参考金額） 44,665,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

管理代行料の参考金額（上限額）の内訳

（千円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	合計額
歳入計	187	187	187	187	187	935
使用料収入						0
事業収入	147	147	147	147	147	735
その他収入	40	40	40	40	40	200
歳出合計	9,120	9,120	9,120	9,120	9,120	45,600
人件費（報酬、共済費、作業員賃金等）	6,623	6,623	6,623	6,623	6,623	33,115
管理費計	2,349	2,349	2,349	2,349	2,349	11,745
需用費	1,018	1,018	1,018	1,018	1,018	5,090
消耗品費	274	274	274	274	274	1,370
燃料費	54	54	54	54	54	270
印刷製本費	98	98	98	98	98	490
光熱水費	406	406	406	406	406	2,030
修繕費	186	186	186	186	186	930
役務費	450	450	450	450	450	2,250
通信運搬費	156	156	156	156	156	780
手数料	112	112	112	112	112	560
保険料	182	182	182	182	182	910
委託料	334	334	334	334	334	1,670
公課費（消費税含む）	547	547	547	547	547	2,735
事業費計	148	148	148	148	148	740
事業費	148	148	148	148	148	740
参加者負担金等充当						0
管理代行料（歳出－歳入）	8,933	8,933	8,933	8,933	8,933	44,665

※上表の各内訳の金額は、全指定期間の管理代行料の上限額（この表では「管理代行料（歳出－歳入）」の「合計額」欄）を算出するためのものであり、各年度や各内訳の上限額を定めたものではありません。管理代行料の提案額を算出する際の参考としてください。

※ この金額は参考であり、高知県議会の議決により確定したものではありません。管理代行料は、高知県議会の議決を受けた予算の範囲内での執行となるため、年度協定（5（1）イを参照してください。）の締結時に、県から支払う管理代行料が申請時に提出のあった管理代行料提案額を下回る場合があります。

3 募集方法

(1) 応募資格

ア 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置き、指定期間中、月見山こどもの森の利用において、県民の平等利用を確保し、月見山こどもの森の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、月見山こどもの森の管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。なお、グループの構成は、次のいずれかとする。

(ア) 県内事業者のみによるもの。

(イ) 県内事業者と県外事業者（高知県内に事業所、事務所等（以下「事業所等」という。）を置く者に限る。なお、応募時点において事業所等を置いていない場合は、指定管理を開始する時点までに事業所等を置く者に限る。）によるもの。

イ 月見山こどもの森の活用事業の企画及び利用者の指導に関する能力を有すること。

ウ 法人その他の団体の代表者等が、次のいずれにも該当しないこと。

また、協定締結までの期間に該当することになった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

(イ) 団体の役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

(エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定を取り消された者

(オ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っている者

(カ) 法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(キ) 健康保険料等の社会保険料を滞納している者

(ク) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当する者

(ケ) 高知県（以下「県」という。）から指名停止の措置を受けている者又は指名停止となる措置要件に該当している者

(コ) 役員に県議会議員、知事、副知事、出納長、委員会委員等が就任している者（委員会委員等にあつては、その職務が月見山こどもの森の管理運営に関する者に限る。）

(2) 応募の条件

ア グループで応募する場合は、必ず代表者又は代表団体を決定してください。

イ 一つの団体又はグループが複数の応募を行うことはできません。

ウ 団体が複数のグループの構成員となり応募することはできません。

エ 単独で応募した団体は、グループによる応募の構成員となることはできません。

(3) 募集内容等に関する質疑

ア 質疑について

- (ア) 応募者説明会は行いません。
(イ) 質問等がある場合は、質問書（様式9）をファクシミリ又は電子メールにて提出してください。口頭によるものは受け付けません。

環境共生課FAX番号：088-821-4530

〃 電子メールアドレス：030701@ken.pref.kochi.lg.jp

受付期間：平成29年10月6日（金）午後5時15分まで

- (ウ) 施設を直接見学される方は、施設管理運営業務に支障の無いよう見学するとともに、施設関係者の指示に従ってください。

イ 回答方法

- (ア) 質問・回答の内容は、公平性を確保するため環境共生課のホームページにおいて順次掲載します。
(イ) 質問内容によっては、回答できない場合があります。

(4) 申請書類

申請は次の必要書類を作成のうえ提出してください。

- ・申請書類は、原本1部、副本10部を提出してください。
- ・下記エ及びオの書類は、年度ごとに事業計画が異なる場合は、年度ごとに作成してください。
- ・下記カの書類は、平成30年度から35年度までの5年間について年度ごとに作成してください。
- ・グループ応募の場合、下記イ（ア）から（カ）及びキの書類は、すべての構成員について提出するとともに申請手続き等に関する委任状（任意様式）及びグループ結成に関する協定書又はこれに準ずる書類（任意様式）を提出してください。

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

イ 申請者に関する書類

- (ア) 定款、規約その他これらに類する書類
(イ) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）
(ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他経営状況を明らかにする書類
(エ) 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び地方消費税に関する納税証明書
(オ) 法人等概要書（様式2）
(カ) 参考実務の実績（様式3）
(キ) グループ応募の場合は、構成員の役割分担に関する書類

ウ 事業計画書（様式4）

エ 活用事業計画書その1（様式5）

オ 活用事業計画書その2（様式6）

カ 管理代行業務の収支予算書（様式7）

キ 誓約書（様式8）

（5）申請書類の受付

受付期間：平成29年8月15日（火）～平成29年10月13日（金）（土・日・祝日は除く。）

いずれも午前8時30分から午後5時15分まで（午後0時から午後1時まで除く）

受付場所：高知県林業振興・環境部環境共生課（県庁西庁舎5階）

受付方法：申請書類一式を、郵送又は持参により提出してください。

※ 郵送の場合、書留郵便により平成29年10月13日（金）午後5時15分までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

（6）注意事項

ア 提出書類はお返しできません。

イ 応募者は、応募書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 応募一団体に付き、提案は一提案とします。複数の提案はできません。

エ 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、指定管理者の選定結果通知があるまでに、申請者の住所地及び代表者が変更となった場合は、その事項を記載した書類（任意様式）を提出してください。

オ 申請に関する経費等はすべて申請者の負担とします。

カ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。

キ 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内及び審査委員会での検討に限ります。）

ク 提出された書類は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、開示の対象文書となります。提出書類を開示することにより、提出者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する場合は、提出書類の該当部分と具体的な理由を任意様式により提出してください。

ケ 開示、非開示の判断は、クにより提出された任意様式を参考に、高知県情報公開条例に基づき県が客観的に判断します。なお、県が採用した提案者の提出書類は、原則開示します。

コ 審査委員、本県職員及び本件関係者に対して、本件提案についての不正な接触を禁じます。不正な接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

サ 審査委員会の選定結果について異議の申し立てはできません。

4 選定方法

（1）審査及び選定方法

ア 県が指名した委員により構成する高知県立月見山こどもの森指定管理者審査委員会

(以下「審査委員会」という。)において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者の候補者として選定します。

(※配点は以下の()内のとおり)

(ア) 団体概要等 (15点)

項目 業務遂行能力 (10点)

事項：団体の業務内容又は特色、職員の状況、実行力

項目 業務実績 (5点)

(イ) 事業計画 (60点)

項目 施設の運営計画 (30点)

事項：管理運営方針、実施体制等、施設・設備等の管理業務、利用者サービス、広報業務、緊急時対策、防犯・防災対策、個人情報保護措置、地域の関連団体との連携

項目 活用事業計画 (30点)

事項：活用事業計画

(ウ) 管理代行料提案額 (25点)

項目 管理代行料

事項：安価性

イ 最も高い合計点を獲得した申請者が2者以上ある時は、審査委員会で選定します。

ウ 候補者の選定後、その候補者が5(1)アに定める基本協定を締結するまでにおいて、指定管理者として不適切な事実が判明した場合等には、審査委員会において選定した第2位以下の者を候補者とする場合があります。

エ 審査委員会の選定後、高知県において指定管理者候補者を決定します。

オ 候補者の決定後、応募者の数、得点、審査結果(候補者の名称及び選定理由)、管理代行料の提案額等の情報を環境共生課のホームページで公開します。

(2) 無効又は失格

以下の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

また、最も高い合計点を獲得したものであっても、カ及びキのいずれかに該当する場合には失格となります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 平等利用の確保並びに関係法令等の遵守がされないと判断されるもの

カ 審査委員会において、4(1)「審査及び選定方法」のアに掲げる選考事項のいずれかの項目で、合計点が満点中半分に満たない評点となったもの

キ 審査委員会において、合計点が満点中70%に満たない評点となったもの

ク その他、審査委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの

(3) 審査委員会

実施時期：平成29年10月下旬

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーション及び質疑応答をお願いします。

審査日時、場所、実施方法等の詳細は別途お知らせします。

(4) 選定結果のお知らせ

申請者全員に、文書にてお知らせします。

(5) 指定管理者の決定

指定管理者は平成29年12月高知県議会定例会の議決を経て決定（指定）します。

5 協定の締結

(1) 協定に定める事項

ア 基本協定

指定管理者としての指定の後、県と指定管理者との間で、指定期間における月見山こどもの森の管理運営に関して必要な事項について定める基本協定を締結します。

イ 年度協定

県が支払う各年度の経費（管理代行料）に関することは、各年度の開始前に締結する年度協定で定めます。

年度協定の締結にあたっては、指定管理者は当該年度の管理運営に係る執行体制、事業の概要及び実施時期、管理運営業務の収支計画及びその他県が必要と認める事項について記載した事業計画書を提出し、県の確認を得るものとします。なお、事業計画に変更を生じるときは、県と指定管理者との協議により決定するものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合や協定書に定めのない事項については、県と指定管理者との間で協議のうえ定めるものとします。

6 県による指示等

(1) 報告、調査及び指示

県は、施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができることとします。

(2) 指定の取り消し及び業務の停止

県は、指定管理者が前記（1）の指示に従わないとき、その他当該管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。この場合、指定管理者に損害が生じて県はその賠償の責めを負いません。

7 業務の準備・引継ぎ

(1) 業務の準備

指定管理者は、平成30年4月1日から指定管理業務を円滑に行うことができるように、自己の責任及び負担において必要な体制を整えてください。

(2) 業務の引継ぎ

指定期間の終了又はその他の理由により指定管理者の業務が終了するときは、次の指定管理者又は県に業務を引き継いでください。その際、業務に必要な文書及びデータ等も引き継いでください。

8 その他

(1) 添付資料・様式

- ア 指定管理者指定申請書（様式1）
- イ 法人等概要書（様式2）
- ウ 参考実務の実績（様式3）
- エ 事業計画書（様式4）
- オ 活用事業計画書その1（様式5）
- カ 活用事業計画書その2（様式6）
- キ 管理代行業務の収支予算書（様式7）
- ク 誓約書（様式8）
- ケ 質問書（様式9）

(2) 問い合わせ及び各種書類の提出先

高知県林業振興・環境部環境共生課 担当：宮地、貝川

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目7番52号（高知県庁西庁舎5階）

電話番号：088-821-4842（直通）

F A X：088-821-4530

電子メール：030701@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/>

(3) その他

高知県立月見山こどもの森 連絡先のご案内

〒781-5331 香南市香我美町岸本1269-7

電話番号：0887-55-1682

F A X：0887-50-1862

電子メール：tukimiyama@md.pikara.ne.jp

ホームページ：<http://www.tukimiyama.sakura.ne.jp/>